

# 議会機能継続計画策定特別委員会記録

令和4年8月25日(木)午後1時28分～午後2時36分(909会議室)

## ○出席委員(10名)

委員長	宍戸 一照	副委員長	石原 洋三郎
委員	佐々木 優	委員	石山 波恵
委員	羽田 房男	委員	後藤 善次
委員	白川 敏明	委員	山岸 清
委員	尾形 武	委員	渡辺 敏彦

## ○欠席委員(1名)

委員 二階堂 武文

## ○議会事務局出席者

次長兼総務課長	堀 江 清 一	議事調査課長	加 藤 淳
総務課課長補佐兼庶務係長	齋 藤 善 也	議事調査課課長補佐兼議事係長	佐 藤 康 典

## ○議題

### 1 議会機能継続計画の項目ごとの内容協議①

午後1時28分 開 議

(宍戸一照委員長) ただいまから議会機能継続計画策定特別委員会を開催します。

本日、二階堂武文委員より1日間欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、①の次第により、本日の協議は議会機能継続計画の項目ごとの内容協議ということで、その①ということで行いたいと思います。

項目ごとの内容協議を議題といたしますので、先ほど申し上げました、まず②を開いていただいて、前回のまとめを行いたいと思いますから、②をお開きいただきたいと思います。初めに、前回の委員会で骨子案についてお示ししましたが、この案について、第3回会派意見と考え方のおりご意見等がありましたので、意見に対する考え方とともに資料としてまとめてまいりましたので、ご覧いただきたいと思いますので、内容については事務局より説明させます。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、②の資料に基づきましてご説明します。

前回の骨子案を説明させていただいた後に会派から出た意見についてでございます。まず、真結の会さんのほうからは、原案のおりですとしますというご意見をいただいたところです。

それから、市民21さんからでございますが、前回お示しした資料の4ページの対象とする災害等についてというところで3点ほどご意見をいただきました。(1)としまして、災害等の中に事件、事故も入れるというようなご意見。それから、2つ目として、風水害のところでございますが、風雪水害とするということで、雪を加えたらどうかというようなご意見。それから、(3)としまして、災害等について、災害の種類について精査をしてほしいというようなご意見があったところです。こちらにつきましては、考え方のところでございますが、災害の種類等について、当局の各種計画等もございまして、そちらを参考にしながら精査してまいりたいということで考え方を示させていただきました。この後、本日の協議の中で対象とする災害についてはご協議いただきますので、その中で詳細についてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、2つ目でございます。前回資料の5ページの議会、議員の役割並びに6ページの審議の体制についてのところでご意見をいただいたところです。(1)としまして、まん延防止、緊急事態宣言など、国、県が発する措置等に対してどのように対応すべきか明らかにするべきだというようなご意見です。こちらについては、今後の協議の中で検討していきたいというふうに思っております。

それから、(2)、風雪水害の避難指示等について。気象庁の5段階の警戒レベルで対応するのか、市役所の指示で対応するのか、混乱のないように分かりやすく明らかにするというのが1つと、被災エリアの議員と被災していないエリアの議員の対応について分かりやすく明らかにするということで、議員が発災時に市内のどこのエリアにいるか分からないということで、この辺を明確にすべきだというようなご意見でございます。現在の指針ですと、安否連絡の際に全議員が連絡する災害と被災エリアの議員から連絡するというふうに定められている部分が今の指針ではございますので、そこら辺が分かりづらくなれないようにというようなご意見です。こちらの考え方についてなのですが、雪を入れるかどうかは別として、風水害の避難指示等につきましては、市が発令する避難指示を基準とするという考え方で進めていきたいというふうに考えております。こちら後ほどご説明いたしますが、そういった考えです。また、発災時に被災エリアの居住以外の議員が被災エリアにいることも考えられますから、新しい計画の中においては、安否連絡については、特にエリアに関係なく、災害が一部のエリアで発生した災害であっても、基本的に全議員から連絡していただくようなことで現在のところ考えているところでございます。こちら後ほどご説明をいたします。

(3)、感染症についてでございますが、新型インフルエンザ、季節性インフルエンザ、風邪など、いわゆる1類から5類までであるということで、既存の感染症も含めてその対応を整理すべきでしょうということがご意見でございます。こちらについても今後の協議の中で検討していくというふうなことで考えてございます。

それから、(4)でございますが、5ページ、6ページのところで災害等の議会運営という表現をしておりましたが、災害等発生時のという、発生時という言葉を入れるべきではないですかというようなご意見でした。こちらは、ご意見のとおり、発生時のという文言を入れる形で修正をしたいとい

うふうに考えております。

それから、（５）、市災害対策本部と市議会の災害対策会議について、うまく連携できるようにというご意見でございます。こちらでも今後の協議の中で当然連携がうまくできるような形で進めていきたいというふうに思っております。

それから、（６）でございます。市のBCPと市議会のBCPがリンクするようにつくることというご意見です。こちらにつきましては、当局のBCPのほか、当局各種災害等の計画でございますので、そちらの計画と整合性を図りながら議会のBCPについて策定を進めていきたいというふうな考えでございます。

次のページにございますが、次に耀ふくしまさんからの意見でございます。大きく３点でございます。まず、１点目でございますが、市議会機能継続計画と、今回機能継続計画という名称を使っていますが、市議会業務継続計画の違いを明確に示すということで、機能と業務の言葉の違い、使い方を変えているので、そこを明確に示してはいかがかというご意見でございます。こちらにつきましては、策定する計画の中に名称という項目を設けようかと思っております。この後ご説明します。名称の項目を設けて、その上で一般的ないわゆるBCPと議会機能継続という機能と業務の言葉の使い方の違いを本計画の中に明示してはいかがかということで、この後ご協議させていただきたいというふうに思っております。

それから、２番目でございます。福島市議会災害対策会議設置要綱第２条に感染症流行時及び感染拡大のおそれがあるときの項目を加えるということでございますが、今般このBCP計画策定の一つのきっかけというのが新型コロナの感染拡大というところがございますので、この感染症に関する部分については当然加えることで検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、３つ目でございます。議会機能の早期回復を可能とするため、オンライン会議の制度設計を検討すべきというご意見をいただいたところでございます。こちらについては、今後の協議の中で、当委員会の中で十分にご協議をいただき、制度について検討を進めていければというふうに考えているところでございます。

それから、共産党さんからのご意見でございます。１の目的のところでも新型コロナウイルス感染症などのという表現をしていたところなのですが、などのという言葉は入っているものの、今後あらゆる感染症の懸念が識者のほうから指摘されているので、言葉として新たな感染症などの事象に対応しにしてはどうかということでご意見をいただいたところです。検討させていただいて、ご意見のとおり、表現を新たな感染症などの事象に対応しに修正したいというふうに考えているところでございます。

それから、真政会さん、それから公明党さんにつきましては、意見なしということで確認をしておりますので、ご報告をさせていただきます。

そうしまして、今ほどご説明したものを、前回の資料、本日お示ししている③の資料をお開きいた

だきたいというふうに思います。今ほどご説明しました会派からの意見を踏まえ、変えたところのご説明と併せて、事務局のほうで2点ほど修正をさせていただきたいと思いましたが、そちらを併せてご説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございます。事務局からの修正でございます。一番最初の議会機能継続計画の目的のところでございますが、議会機能を維持、早期に回復することということで、今般、本日の資料には早期にというところを赤文字で黄色マーカーしておりますが、前回お示しした資料には、この早期にという言葉が維持の前に入っております。申し訳ありません。早期にという言葉は回復にかかるものでございましたので、早期に回復することということで、早期という言葉の場所を変更させていただきたいというふうに思っております。

それから、2ページ目でございます。こちら事務局からの訂正でございますが、この後ご説明させていただきますのですが、議会、議員の役割ということで前回お示ししていましたが、この中に事務局職員の役割も明記をしたいというふうに考えておまして、この骨子の大きな3つの中に事務局職員というところも明記をさせていただきたいということで、事務局からの修正のお願いでございます。

3ページ目でございますが、骨子の目的のところでございます。共産党さんからの意見を踏まえ、ここの表現を新たな感染症などの事象に対応しということで表現を変更させていただきたいということのご提示です。

それから、資料が飛びまして5ページ目、先ほどの繰り返しになりますが、事務局からの訂正でございます。議会、議員並びに事務局職員の役割ということで、事務局職員ということを入れさせていただきたいと思っております。

それから、6ページ目、4番の(2)のところでございます。市民21さんからのご意見でございます。災害等発生時の議会運営ということで、発生時の言葉を追加させていただきたいという修正でございます。

前回の説明に加えて、会派からの意見、その考え方並びに事務局からの訂正ということで説明をさせていただきました。

こちらについての説明は以上でございます。

(**宍戸一照委員長**) ただいま皆様からのご意見を基にしたその回答と修正、さらには前回お示した骨子案についての回答を踏まえての修正箇所、さらには事務局提案の修正について説明がありましたが、これについてご意見があればお述べいただきたいと思います。皆様のご意見に対する回答については、今後の協議の中でそのご意見を踏まえながら協議を進めていくということ、それから骨子案についての修正すべき点については、今申し上げたような形で修正をさせていただき、骨子案として了承いただくということでございますけれども、皆様特段ご意見がなければ、ご了承ということで進めてまいります。よろしいでしょうか。

(**尾形 武委員**) 4番なのですけれども、審議の体制、環境ということで、ここに災害等発生時の議

会運営というのは、その発生時の時間軸が、どこからどこまでが発生時なのか。災害が収束するのか、しないのか。発生時の時間軸がちょっとつかめないのですけれども。

(総務課課長補佐兼庶務係長) こちらの発生時のという言葉でございますが、こちらの捉え方としましては、発生してから収まるまでという期間で、災害が発生した、BCPの対象とする期間内というイメージで捉えております。

(尾形 武委員) そうすると、発生初期ではなくて、発生して収まるまでということであれば、発生時ではちょっと紛らわしいというか、誤解を招きやすいのではないのかなと思うのですけれども。だから、発生からとか、収まるまでとか入れないと、発生したときだけなのかということになりかねない、受け取られかねないのですけれども。

(宍戸一照委員長) 今の尾形委員の意見は当然でありますけれども、これから災害もしくはBCP計画期間の中の時間軸というものについては具体的に協議をしてまいるということなので、その際もう一度協議ということをご了解いただければと思います。

(尾形 武委員) はい、了解しました。

(宍戸一照委員長) よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、ただいまの説明のとおり修正することといたしたいと思います。

それでは次に、本日の議題であります、項目ごとの内容の協議に入りたいと思います。

それでは、福島市議会機能継続計画の具体的な内容の検討に入ります。資料の③、福島市議会機能継続計画案をお開きいただきながら進めてまいりたいと思います。これボリュームがたくさんございますので、取りあえず本日については、目的と名称、さらには対象とする災害等、さらに議会、議員の役割、災害等発生時の連絡体制の項目について協議したいと思います。

なお、今回もこれらの内容につきましては、今日ご議論はいただきますけれども、なおこの後会派持ち帰りいただき、修正やご意見については後日提出をいただくということで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ボリュームがありますので、1項目ごとに説明、質疑としていきたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、ただいま検討しました骨子案の3ページから進めてまいります。

それでは、名称と目的について説明をお願いいたしますので、資料の4を準備して説明をお聞きいただきたいと思います。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、資料の④、項目ごとの資料の①ということで資料をお開きいただきたいと思います。

資料の作りとしまして、左側に今回策定する計画の案ということで示させていただきます。右側に

は、この案を示したもののなかで、現在の対応指針ですとかマニュアル、それから会議の設置要綱など、対応すると思われるような内容について、対比の形で比較できるように掲載をしてございます。

それから、文字の赤文字は、今回計画策定にあたり新たにこちらで考えた案文というか、そういうものです。水色の文字につきましては、先ほどの会派からの意見を踏まえて盛り込んだ項目ということでご了解、ご認識いただければというふうに思います。

それでは、左側の機能継続計画案についてご説明させていただきます。前回骨子案でお示ししたとおり、まず初めに目的を定めさせていただきたいということでございますが、(1)として目的でございます。前半の黒字部分につきましては、右側の基本方針の前段部分まで同じでございますが、また以降の3行目のところ、機能的活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする規定と規定している。基本条例で規定している中身を記載しております。ここをしているということで文言を切りまして、言葉を切りまして、本市議会は、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の体験を踏まえた、大規模災害時や新たな感染症などの事象に対応した議会機能の維持と早期回復を図るため、必要となる組織体制や議会、議員の役割など定めた議会機能継続計画を策定するということでの目的とさせていただいたところでございます。前段部分は基本方針と変わっておりませんが、二元代表制の下というところ、大きな役割というところは当然これまでどおり記載しながら、このような目的でいかがかということでございます。

そうしまして、(2)、水色の部分でございますが、名称でございます。先ほどの会派意見を踏まえたところでございます。計画の名称を福島市議会機能継続計画（以下、市議会BCP）とする。議会機能継続とは、一般的にBCPとして、事業継続計画または業務継続計画とも称されますが、災害発生時などの制約下にあっても業務を適切に進めるための計画です。福島市議会では、議会の機能や議員の役割を明確にし、それらを継続することを目的とすることから、機能継続計画という名称を使いますということで、業務並びに事業という言葉との違いを記載するというようなことでいかがかというような案でございます。

それから、3つ目でございますが、こちらは他の計画との整合性という1項目をつけたということでございます。執行機関が策定する福島市地域防災計画、福島市国民保護計画並びに福島市業務継続計画等との整合性を図りますということで1項目記載をさせていただいたところでございます。

大きな項目としては、1で目的と名称という項目の中に3つ記載をするというようにいかがかというようにございませぬ。

こちらについての説明は以上です。

**(宍戸一照委員長)** ただいま目的と名称ということで、主に福島市議会災害対応指針、それから災害対応行動マニュアル、それから福島市議会災害対策会議設置要綱をベースにして、新たに加える項目等を加えながらまとめて、目的と名称という項目でまとめさせていただきました。これにつきましてご意見のある方はお述べいただきたいと思います。特段ございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは目的と名称については原案ということでご了承いただきたいと思います。続きまして、対象とする災害等についての説明をお願いいたします。

(**総務課課長補佐兼庶務係長**) 次のページをお開きいただければと思います。2としまして、対象とする災害等をこちらで決めていきたいというふうに考えております。市議会BCPの対象とする災害等(以下、災害等という)は、下表のとおりとするということでございます。まず、表の左側に種別を記載しており、その右隣にその種別の災害のどういう状況なのかという内容ということで記載をさせていただいております。対比するところの現在の指針、右側のところでございますが、現在の指針の中に3として大規模災害の判断基準があります。そちらとの対比ということでまず考えたところでございます。

それでは、左側の計画案でございます。まず、地震でございます。震度について記載をしております。震度5強以上の地震が発生したときということで、BCPの対象となるのは5強以上という案でございます。今ほど申し上げた右側の指針のところ、大規模判断基準で、現在は市内で震度6弱以上の地震が発生したときとされております。この指針の大規模判断基準は、安否連絡をする際の基準と現在の指針ではなっております。すみません、ちょっとここに記載していなかったのですが、議会の災害対策会議の設置の基準は現在5弱とされております。議会の災害対策会議、現在の設置の基準は5弱となっております。当時、市の災害対策本部設置基準が5弱であったことから、議会の災害対策会議の設置基準も合わせて5弱と当時決めたというふうに認識しております。安否連絡の基準の現在の6弱以上という基準につきましては、あくまでもこの現在の指針の対象は本当に非常時ということで、東日本大震災レベルの震度の地震が来たときに安否連絡をしましょうということで、6弱ということで小委員会のほうで決定をされたというような経過がございますが、この春、当局の災害対策本部の設置基準が5弱から5強に上がりました。今回お示しした案も、当局設置の対策本部基準と同規模の5強という案でお示しをさせていただいたところです。こちらについては後ほどご協議をいただければというふうに思います。

次に、2つ目の種別でございます。風水害等でございます。こちら大雨、洪水、土砂災害、暴風等により警戒レベル4(避難指示)が市より発令されたときということでお示しさせていただきました。現在の指針においては、3の(2)の①のところ、大雨、洪水、暴風等により災害が発生またはそのおそれがあり、避難指示等が発令されたときということでございますが、避難指示等という少し、などという表現がありますので、基本的にできるだけ基準を明確にしたほうがよろしいのではないかという思いから、警戒レベル4の避難指示が市から発令されたときというふうにさせていただきました。市民21さんのほうから雪の部分のご意見があったところでございますが、正副委員長協議の中で、ここに入れてしまうと、雪で避難指示という発令が出ることは基本的に想定ができないのではないかとということで、お示しの中で雪の表現は入れない。ただ、この後説明しますが、その他の中で特に議

長が必要と認めるときなどのところで必要があれば対象とするというふうなところで見たいというふうなことで、今お示したところには雪の表現は入っておりません。

次に、噴火等でございます。こちらについても、噴火については現在も規定がございますが、こちらにも基準を明確にできるだけしたいというところで、噴火警戒レベル5の避難というものが、これは気象庁から発表される基準でございます。その噴火警戒レベル5の避難が気象庁より発表されたときというふうにさせていただきました。先日、鹿児島島の桜島でもこの5が出たということがありましたが、一般的に報道等が出るのがこの噴火警戒レベル5というところが、この事態が発生すれば出ますので、この基準がより分かりやすいのではないかとというふうに考え、この内容とさせていただいたところでございます。

次に、火災等でございます。こちらにも現在の規定の中に、(2)の②のところで大規模な火災等がありますが、こちらの規定が対応するものでございます。大規模な火災、爆発などで大きな被害が発生したときというような規定でございます。

次に、武力攻撃事態等ということで新たに今回追加をさせていただきました。現在の規定には、明確にここの規定はございません。こちらにつきましては、いわゆる国民保護計画で対象としているようなミサイル攻撃ですとかテロ行為ということで大きな被害が発生したときということで、こちらを抜き出して1項目追加をさせていただいたところです。先ほどの目的の(3)のところで、他計画との整合性を図りますというふうなところも踏まえ、国民保護計画という市の計画もございまして、こちらの項目を1項目抜き出したというふうなことでご理解いただければと思います。

次に、放射性物質拡散でございます。こちらは、現在も同じ規定がございますが、放射性物質が拡散し、避難が予想される時というふうなものでございます。

次に、感染症の項目でございます。こちらが新型コロナを踏まえたということになりますが、内容としまして、市民21さん、それから耀ふくしまさんからも感染症に関するところのご意見がございましたが、1類から5類等があるということも踏まえ、内容につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法、こちらに定める感染症で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあるものが発生したときということでさせていただいたところです。この法律の中で定義が第6条にあります。ちょっと小さい字で記載しております。この法律において感染症とは、いわゆる1類から5類、それから新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいうということで、法律で定められております。今般の新型コロナにつきましては、現在、指定感染症で2類相当という位置づけでございますので、今後、新型コロナに限らず、新たな感染症が発生した場合でも、措置を講じなければ重大な影響を与えるような状況になった場合には議会のBCPの対象ということで考えていくというふうなところで記載をさせていただいたところでございます。

それから、先ほどの市民21さんから出ていた事件、事故につきましては、これも明確に、どういっ



た状況が発生することがあるのか明確に示すことがなかなか困難ではないかということで、こちらもその他の中で特に議長が必要と認めるときという中で捉えてはどうかということで正副委員長の協議の中では整理をさせていただいたところでございます。

続きまして、その他の①のところでございますが、各種別において、上記の状態には至らないが、大規模な被害等が発生またはそのおそれがあるときということで、そのおそれがあるときはその他の中で全て包含できるような形で今回整理をさせていただきました。現在の基準の中では、それぞれの項目の中に発生またはそのおそれという文言でございますが、そのおそれについてはその他の中で全て包含するような形でまとめさせていただいたということでございます。

種別の種類、それから内容についてご説明させていただきました。内容についてご協議いただければと思います。

説明は以上です。

(**宍戸一照委員長**) ただいま説明がありましたとおり、対象とする災害等ということで、従来の災害対応指針では、ある程度概略的に、具体的な基準とか、そういうものは示されておりましたので、今回は、会議を開会するにあたっての冒頭での皆様との協議の中で、具体的に基準、判断基準並びに内容等について具体的に定めて、また当局との様々なレベル、判断基準のレベルを合わせたいということで協議をさせていただいた経過を踏まえまして、ただいま説明申し上げたような内容を正副委員長の提案とさせていただきたいと思っております。これについて何か質疑があればお述べいただきたいと思っております。

具体的に明確にしたということで、例えば震度6弱、震度5弱、震度5強というふうな3つのレベルがそれぞれあったわけでありましてけれども、それを市当局と合わせて震度5強ということで統一させていただいたと。それから、それ以外については、当局で指針として示されております警戒レベル4、それからあと気象庁のレベル5というような形等々に判断基準を示させていただき、より分かりやすいように、また我々議員も迷わないようにしたということをご理解いただければと思います。

特段なければ、あと会派でのお持ち帰りの上検討いただくということで、了承ということで次に進めさせていただいてよろしゅうございますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは、ご了承ということで次に進めさせていただきます。

次に、議会、議員の役割についての説明をお願いいたします。

(**総務課課長補佐兼庶務係長**) それでは、資料のほう、次のページにお進みいただければと思います。3としまして、議会、議員、あと事務局職員、すみません、追加させていただきます。事務局職員の役割という項目にさせていただいております。この3つについて、基本的なそれぞれ担う役割を記載させていただいております。現在のところでございますと、指針の基本方針ですとか対応方針などが該当する項目ということでご認識をいただければと思います。指針ですとか方針という言葉よりは、役

割という言葉で明確に、どういった役割を担うのかということを確認にしたほうがよろしいかと思ひまして、役割という言葉にしております。

まず、1つ目、(1)として議会の役割でございます。4項目挙げさせていただきました。まず、①でございます。これは、これまでなかったところでございますが、災害等が発生した場合においても、議決機関として機能を維持し、住民の代表としてその役割を担うための体制を整えるということで、災害時においても議決機関の役割、前回もお話ししたとおり、そういった役割を災害時においても継続する、体制を整えるということがまず1つ大きな役割としてありますということでございます。

②でございます。②、③、④は現在もあるものでございますが、まず②については、福島市災害対策本部（以下、災害対策本部という）が迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、連携を図りながら、必要な協力、支援を行うという項目でございます。こちらについては、現在の指針の基本方針(1)のところから持ってきてございます。

次に、③、国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧復興の取組をバックアップするというものでございます。こちらにつきましては、基本方針の(2)、それからそのちょっと下のほうに議会の対応方針の中の①も同じような意味合いかなというところで考えてございます。これを今回の③に1つにまとめております。

次に、④でございます。広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図るという項目を載せさせていただいております。こちらにつきましては、現在の基本方針の(3)というところからの引用でございます。現在の基本方針等の中で議会としての役割ということで考えられるような項目ということで、こちらに掲載をさせていただいたところでございます。

次に、(2)、議員の役割でございます。こちらも4点ほど記載をさせていただきました。まず、①でございます。地区自主防災組織と連携し、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努めるということで、地域において災害時には住民と共に円滑に避難の対応等に当たれるようにということでの役割が議員としてもありますということでございます。こちらについては、現在の基本方針の中の議会の対応方針の中に④として記載されているものを掲載しているところでございます。

次に、②として新たにつけた項目でございます。災害等が発生した場合においても、議会の構成員として、会議の招集があった場合には出席できる体制を整えておくというようなことで、この役割ということです。市民の代表として、市議会議員としての、そのほかの方が代わることができない役割、議会の会議等に出席するということが、災害時においても招集があればそれに対応しなければならないという役割を明確にさせていただいたものでございます。

次に、③でございます。地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会に情報を提供するという項目でございます。こちらについては、現在のマニュアルのほうにございます(2)のところ記載がありますが、情報収集に努めて、議会にも情報提供するという項目で

ございます。

次に、4つ目でございます。市民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的かつ適切に提供するという項目でございます。こちらも現在のマニュアルの中の(3)、一番下になりますが、その項目を引用した内容というものでございます。この4点を基本的役割ということで示させていただいております。

次に、(3)としまして、事務局職員の役割を記載させていただいております。記載は5点です。まず、1点目は、事務局職員は議員の安否確認に努めると。災害時、発生した場合のまず第一の業務として、役割として議員の安否確認をするという役割があるということです。

それから、②です。福島市議会災害対策会議（以下、議会災害対策会議という）の設置及び運営のため、その事務に当たるということで、会議が設置された際には当然ながら事務に当たるということでの役割ということです。

それから、③としまして、当局の災害対策本部との連絡体制を確保するため調整に当たるという事務局職員の役割ということです。

それから、④として、災害関係情報の収集、整理に当たるということで、当局からの情報並びに議員から上がってきた地域の情報などの整理に当たるという役割があるということです。

それから、⑤でございます。こちらについては、議会というよりは市役所というような位置づけになりますが、市の災害対策本部事務員並びに本庁舎自主防災組織の一員として定められた役割に当たるということで、議会事務局の職員という立場もございますが、市職員という立場がありまして、災害対策本部の中に、具体的に申し上げますと、議会事務局職員は避難所が設置された際に避難所の運営の役割が与えられております。その避難所設置が発生した場合に、当番で役割が回ってきた場合にはその役割を果たすことが必要ということでございます。それから、例えば本庁舎において火災ですとか、そういったものがあつた場合には、市役所の組織の中で自主防災組織が定められておりまして、その中で避難誘導ですとか初期消火ですとか、そういった基本的な災害の対応に当たる役割があるということに記載させていただいたところでございます。

以上、議会、議員、事務局職員の役割ということでお示しをさせていただきました。

説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

(**穴戸一照委員長**) ただいま事務局より議会、議員、事務局職員の役割についてということで説明がございました。これは、ご覧いただくと、右側に記載されています指針、それから対応マニュアルの内容を要約して、議会、議員、事務局職員のそれぞれの役割にまとめ直したというところでありまして、随分とシンプルになっておりますけれども、このようにまとめ直したというところがございます。そうした中において、やはりこの目的は、議決機関として機能を維持し、住民代表としてその役割を担うための体制を整えるというこのBCPプランの目的、それに沿ってまとめ直したということでご理解をいただければと思います。質疑のある方はお述べいただきたいと思います。

(渡辺敏彦委員) これは、議員の④番かな、市民に対して、知り得た正確な災害情報を積極的かつ適切に提供すると書かれているのだけれども、情報はどこから入ってくるのかな。例えば事務局が災対本部とか何かに入っていて、事務局でその情報を得たらば、議員に連絡をよこせば情報分かるのだけれども、それぞれの地域にいたらその情報しか分からないでしょう。だから、その情報が分かかって、事務局へ連絡したら、その情報が全体にわたって各議員に行かなかったらば、これ正確な災害情報って、地元のを地元の人にしゃべったってみんな分かっているのだから、これ情報とか何か入ってくる工夫とかというのはあるのかい。

(総務課課長補佐兼庶務係長) こちらにつきましては、今後の項目の中でのご協議になるのですが、例えば現在の指針、マニュアル等でいきますと、議会事務局長が災害対策本部の部員でございます。本部員でございまして、局長が災害対策本部に出席するとなっております。その中で、当然局長はその内容を知り得ますので、その内容を議長並びに議員にお知らせする、連絡するというようなことで現在の指針の中でなっております。今後、その形でいいのかどうかというところは今後の協議の範疇でございますが、そういった形で災害対策本部の会議の情報並びに各議員から上がってきた議長に報告のあった情報などはまとめて、どういった方法でやるかというのは今後になりますが、各議員にお知らせするようなことで今のところ考えております。

(宍戸一照委員長) 今の説明でよろしいですか。

(渡辺敏彦委員) いいです。事務局から入ってくるという理解でいいのですね。結局、局長が災対に入っているから、その中で入ってくるという理解でいいのですね。

(総務課課長補佐兼庶務係長) そのとおりで、今コロナもそうですが、通信機器がちゃんと動いているという状況が前提になりますが、職員については様々な情報が職員の中で共有されますし、基本的には局長が災害対策本部から聞いた内容を事務局がまとめて議員にお知らせをするという流れで考えております。

(後藤善次委員) 職員の方の体制なのですけれども、このイメージからすると、議会中でない、要するに議会中であれば傍聴者がいたり、議員と職員以外の方がいらっしゃって、事務局職員の方というのは避難誘導したり、そういうことも入ってくるのでしょうかけれども、それは当局側の災害時の対応であって、議会とそこで分けているという、そういう考え方でいいですか。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 例えば本会議中、庁舎で火災が発生しました。庁舎全体で避難しますという、放送とかが基本的に流れる想定になっています。そうなりますと、我々職員としては、その自治防災組織としての役割の下、避難誘導、初期消火等に当たりますが、本会議の中、議場の中では当然議長の統括の下ですので、一旦は議長がそういった指示を議場の中ではすることにはなるのだと思いますが、実際に我々職員はその指示も受けつつも、市役所職員としての対応に当たらなければならぬという部分が、結果行動は同じなのかもしれませんが、命令系統が2つあると言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、議長の指示の下、議場の中でというところも踏まえつつ、職員として

の役割を遂行しなければならないということにはなってくるかと思えます。

(後藤善次委員) この職員の方たちの役割というのは、来庁者の避難誘導であるとか、そういうものまでここに含めて考えていかなければいけないのかどうかというのを今ちょっとふと思ったのです。それはもう省いてしまって、あくまでも議会機能を維持するためのBCPであるという考え方でいけばいいのですよね。

(宍戸一照委員長) 本市の場合は、そこまで今までの指針においては記載されていなかったわけですが、他市のBCPプランを見ますと、例えば本会議開会中の場合はとか、閉会中の場合はと切り分けて記載しているところもあるわけです。ですから、これからこの後の段階での協議の中で、その辺についてもどうするか。本会議開会中は、閉会中とはというような部分の言及も当然出てくるのかなというふうに想定するところです。そうしないと、本会議開会中はどうだった、閉会中はどのようなというふうな話が、前回我々が経験している東日本大震災のときのような事例もございますので、本会議開会中にこのようなことが起きた場合どういうふうに対応していくかということもやはり検討していく必要があるのかなというふうに考えますので、その辺は今後協議で進めてまいりたいと思います。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 今委員長がお話しいただいたとおり、他市でもこういったものを入れているところもあります。なくても問題はないのかもしれませんが、ただ、計画をつくっていく中で、議会機能を維持するために事務局職員が行わなければならない役割も当然ありますが、一方で市の職員としての役割がある中で、それを完全に除いた形でやってしまうと、市職員としての役割を果たす状況があるという理解もちょっと必要かなというところもありまして、他市の事例も参考にし、今回入れさせていただいたところです。

(後藤善次委員) あえて今回事務局職員という項目を作っていたので、そこを細かくしたが大変になかなかまとめるのが大変になってきているのではないのかなと私は思ったのです。だから、一線を引くということで、議会運営とか、そういうものをきちんと継続させるためには、職員の方たちとしてはこういう動きですねという捉え方でいいですよ。

(宍戸一照委員長) その辺も含めて十分に協議を深めてまいりたいと思います。

ほかにございますか。

#### 【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) 特になければ、議会、議員、事務局職員の役割については今説明の内容でご了承いただくということで、次に進めさせていただきたいと思います。

災害等発生時の連絡体制について、お願いいたします。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、資料は次のページにお進みいただければと思います。4番、災害等発生時の連絡体制ということでございます。これまでの現在の指針等においては、発生時の安否連絡の部分のところでございます。

まず、連絡体制、(1)としまして、議員は、市内で災害等が発生したときは、自身と家族の安全を確保した上で、次のとおり安否連絡をする。①と②に分けてございます。①でございますが、先ほどご説明した対象とする災害等に定める種別中、地震、風水害等、噴火等、感染症においては、自ら事務局へ安否連絡をするとさせていただいております。先ほどのページにお戻りいただいておりますと、地震と風水害と噴火については、震度、それから避難指示、警戒レベルというところで明確に基準を示させていただいておりますので、各議員において判断が可能ということで、自ら連絡をするということです。それから、感染症の部分に関しましては、当然ご自身が感染した場合については自らご連絡の必要がありますので、感染症については自ら事務局へ連絡をするというふうに整理をさせていただいております。

②でございますが、それ以外の災害等については、議長の指示により事務局から連絡があった場合、議会事務局へ安否を報告するというふうにさせていただきました。先ほどのもの以外で、火災ですとか、武力攻撃、放射性物質等、そういったものについてはなかなかどういった状況のときにという判断が多分つかないと思われまので、事務局から、議長の指示の下、議員に安否確認のために連絡します。それに基づいて、無事ですとか、けがをしましたという報告を議会事務局から連絡があったから報告するというふうに整理をさせていただいたところです。

次に、(2)番、その連絡する際の手段の優先順位を記載させていただいております。今回、①として、まずメールによって連絡が可能であればメールを使っていただきたい。次に、メールが駄目とか、何かの理由でメールができないということであれば、電話連絡。3つ目として、LINEWORKSを記載させていただきました。タブレットが導入され、全議員が持っているタブレットで、なおかつ全議員のタブレットに入っているアプリということで、通信手段、連絡手段の一つとしてLINEWORKSの活用というようなことで3つ目に記載させていただきました。4つ目には、ファクスを記載させていただいております。現状においては、ファクスをお持ちでない議員も中にはいられるかと思っておりますので、優先順位は下のほうに書いてありますが、手段の一つとしては残しております。次に、⑤です。上記の①から④が使用できないときは、最寄りの支所配備の災害時優先電話や衛星携帯電話または災害用伝言ダイヤルを利用するというふうに整理をさせていただきました。

右側の現状のところを見ていただきたいのですが、下段のほうです。2で初動期のところの黒丸の議員の対応というのがありますが、(1)のところ優先順位があります。現在は、①、電話回線が使用可能であれば、まず電話で連絡してくださいと書かれております。②、電話がつながりにくく使用不可能であれば、メール等により連絡する。3つ目として、最寄りの支所(災害時優先電話、防災行政無線、衛星携帯電話が配備)から連絡するというようなことになっていまして、上記が不可能であれば災害用伝言ダイヤルを利用するというような現在の整理になっておりますが、今回はまず第1番としましてはメールにしてはいかがかというような案でございます。これは、災害の状況にもよって変わりますが、東日本大震災のときは電話よりはメールのほうがつながりやすかったかなというよ

うなこともあります。一般的にも電話よりはメールのほうがつながりやすいのかなということと、連絡があった記録が残るというところも踏まえ、メールでというようなことをございます。メールが使いつらいとか、つながらない場合、電話という2番目の手段でも構いませんので、基本的に災害発生時に何らかの形で安否連絡を速やかに取りたいということをございますので、優先順位は定めさせていただきますが、何かしらの方法でとにかく事務局に安否の連絡を取れるようにしていただきたいというような意図をございますので、そのような形でご理解をいただければというふうに思います。

それから、(3)でございます。安否確認事項は次のとおりとするということで4点ほど記載をしております。①、議員とその家族の被災状況、②、議員の居場所と連絡先、③、議員の参集の可否、④、地域の被災状況、分かる範囲でということでの内容で記載したということをございます。次のページのほうに現在のマニュアルの中で事務局が議員から聞き取りする項目という記載が5点ほどありますが、この内容を少しまとめさせていただいたというようなことをございます。

(4)としまして、事務局は、安否連絡のない議員の安否確認に努めますということをございます。事務局には、災害時に発信を優先扱いになる優先電話、それから停電時も通話可能なアナログ回線の非常時電話が備えられておりますので、連絡がない場合、それからメールでとか電話もなかなかつながりづらい状況であれば、事務局からこれらの電話を使って議員のほうに連絡を取るというようなことで安否確認に努めているということをございます。

5番として、事務局は、その議員の安否状況について議長に報告するということをございます。

その5番の下、四角囲みのところに連絡先ということに記載をしておりますが、まずメールのアドレスでございます。アドレスを2つ記載させていただきました。現在のマニュアルの中では議会事務局総務課のアドレスだけが載っておりますが、議事調査課にもメールアドレスがありまして、どちらでも構いません。

それから、電話でございますが、024—525—3775と3776を記載させていただきました。現在は、3775の議会事務局総務課の直通電話だけが記載されておりますが、議事調査課にも直通番号として3776がございますので、どちらにかけても結構でございますので、両方の電話を記載しております。

それから、3番、LINEWORKSでございます。こちらLINEWORKSの掲示板とさせていただきますが、LINEWORKSの使用について習熟度がまだそれほど高くないと、利用頻度も高くないということではありますが、掲示板またはトークということもあるのだと思いますが、LINEWORKSの何にするかというのはちょっと、掲示板にしていますが、LINEWORKSを使っても連絡が取れるというようなことでの3つ目です。

4つ目はファクス番号、議会事務局のファクス番号です。

それから、米印で下段に記載しております。議員自身が被災した場合、そのご家族から事務局に連絡をすることが必要となることも想定されますので、ご家族にもこういった連絡先は共有しておいていただければというようなことで、他市でもこのような表記を記載しているところもありましたので、

それらを参考にこの項目を入れさせていただいたところでございます。

以上、連絡体制についてのご説明でございます。よろしくご協議お願いいたします。

(**宍戸一照委員長**) ただいま事務局より災害等発生時の連絡体制ということで、従来の内容を整理し、まとめ、あと新たな連絡方法等々も説明をさせていただきましたけれども、以上についてご質疑のある方はお述べください。特段質問ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) このような今まで使っている内容ということでありますので、連絡手段については、優先順位はこうなっているけれども、可能なものということでありますので、使えるものを使って連絡をしていただくと。それから、先ほど来申し上げているとおり、判断の基準については明確に定めたということでありますから、その基準の中で行っていただきたいということでございますので、以上の内容についてご質疑がなければ、ご了承ということで次に進めさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の協議については以上であります。皆様から様々なご意見をいただきましたが、ありがとうございます。それらも含めて、会派持ち帰りによりご意見、修正等について、9月6日火曜日までに事務局のほうへ意見、修正等があればご提出を願いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは、9月6日までの提出ということで、今説明をいたしました案件についてご意見、修正があれば事務局のほうへ提出をお願いしたいと思います。

正副委員長からは以上でございますけれども、最後にその他といたしまして、皆様のほうから何かあればお述べいただきたいと思っております。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) なければ、本日の議会機能継続計画策定特別委員会を閉会といたします。

午後2時36分 散 会

議会機能継続計画策定特別委員長

宍戸 一照